

## スーパートリプル割に関する特約

### 第1条 本特約の適応

研究学園都市コミュニティサービス（以下「ACCS」といいます）は、再放送サービス、ACCSTV、ACCSTnet、ケーブルプラス電話の各加入契約約款（以下「各サービス約款」といいます）に定めるサービスを基本として、本特約によりスーパートリプル割（以下「本サービス」といいます）を提供します。ACCSの各サービスについては、ACCS各サービス約款に準じます。

2 ACCSは、ACCS各サービス約款及び本特約を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は変更後の各款及び特約が適応となります。

### 第2条 加入契約の単位

加入契約は、世帯（居住及び生計を共にする者の集まり又は独立して居住若しくは生計を維持する単身者をいいます。）又は事業所ごとに行います。

### 第3条 本サービスの提供条件

本サービスの申込に当たって、ACCS各サービス約款及び本特約を承諾し、別紙のACCS「スーパートリプル割」申込申請書に必要事項を記入捺印の上、ACCSに申し込むものとします。必要事項の記入は正確に事実を記入するものとし、理由の如何にかかわらず虚偽の記入をしてはならないものとします。

2 本サービスへの加入は、ACCS各サービスの契約者又は新規契約者で次に定める条件を満たす場合に本サービスを提供するものとします。

- （1）本サービスの契約者とACCSの各サービスの契約者の契約者名義及び、利用する施設が同一である。
- （2）本サービスの契約者とACCS各サービスの料金支払名義人が同一である。
- （3）ACCSTVデジタル多チャンネルサービス加入契約約款第9条（ゴールド会員と一般会員）で定める「ゴールド会員」である。
- （4）本サービスは、「表1. スーパートリプル割加入対象サービス」に定める全てのサービスにご加入する必要があります。

### 第4条 本サービスの承諾

ACCSは、新規契約者又は既存契約者から本サービスの申込があったときは、本特約に従って承諾します。

2 ACCSは、前項の規定にかかわらず、次に該当する場合には、申込を承諾しないことができるものとします。

- （1）ACCS各サービス約款に定める申込承諾拒否事項に該当する場合。
- （2）加入申込者が自己に課せられた債務の履行を怠ったことがあるなど、本特約上要請される債務の履行を怠る恐れがあると認められる場合
- （3）本サービスの申込書の記載事項に虚偽、不備（名義、捺印、識別のための番号及び符号情報等の相違・記入漏れ等をいいます。）がある場合
- （4）本サービス申込者が未成年者、成年被後見人で、それぞれ法定代理人、後見人の同意が得られない場合
- （5）料金等のお支払い方法について、ACCSが定める方法に従っていただけない場合
- （6）加入申込者がACCS各サービス約款及び本特約に違反する恐れがあると認められる場合
- （7）その他、ACCSの各サービス業務に著しい支障がある場合

### 第5条 契約期間

本サービスには、次に定める契約期間があります。

（1）戸建住宅にお住まいの場合  
本サービスを申し込み後、料金の課金開始日より24ヶ月間。

（2）共同住宅、集合住宅にお住まいの場合  
本サービスを申し込み後、料金の課金開始日より12ヶ月間。

2 本サービスの契約期間満了後は、本サービス申込者より解約の申請がない場合、自動的に継続となります。また、「第6条 解約違約金免除期間」に定める期間外の解約の場合は、「表3. 解約違約金」に定める本サービス解約違約金をお支払頂きます。

### 第6条 解約違約金免除期間

本サービスには、次に定める解約違約金免除期間があります。

（1）戸建住宅にお住まいの場合  
本サービスを申し込み後、料金の課金開始日より24ヶ月目～25ヶ月目

（2）共同住宅、集合住宅にお住まいの場合  
本サービスを申し込み後、料金の課金開始日より12ヶ月目～13ヶ月目

### 第7条 ACCSの各サービスの解約

本サービス申込者がACCSの各サービスを解約しようとする場合、解約方法及び規定についてはACCS各サービス約款に定める規定によるものとします。

2 前項の場合で、「第5条（契約期間）」に定める期間未満での解約の場合、「表3. 解約違約金」で定める解約違約金を当該解約の日の属する月末までに支払うものとします。

3 前項2に該当する本サービス申込者が、ACCS各サービス約款で定められている最低利用期間を満たしていない場合においては、ACCS各サービスの約款に定められている契約解除料又は、前項2に該当する解約違約金の何れか高い金額をお支払頂きます。解約違約金との重複請求はありません。

### 第8条 本サービスの解約

本サービス申込者が、解約する場合、ACCS「スーパートリプル割」解約申請書に必要事項を記入捺印の上、ACCSに申し出るものとします。その際、第5条（契約期間）で定める期間未満での解約の場合においては、「表3. 解約違約金」で定める所定の解約違約金をお支払頂きます。但し、「第6条 解約金免除期間」で定める解約違約金免除期間内の解約については解約違約金はかかりません。

2 ACCSは、本サービス申込者において、利用料又は各種料金の支払いを遅延

した場合、支払いを怠る恐れがある場合、又はACCSの各サービス約款及び本特約に違反する行為があったと認められる場合及びその恐れがある場合は、契約者に催告した上で本サービスを解約することができるものとします。

3 前項2の場合において、ACCSの業務の遂行上著しい支障がある場合には、催告をしないで直ちに停止し、本サービスを解約することがあります。

4 ACCSは、ACCS又は契約者の責めに帰すべからざる事由により、サービス提供にかかるACCS施設の変更を余儀なくされ、かつ代替構築が困難でサービスを提供できなくなる場合、本サービスを解約することがあります。この場合には、ACCSは、その事を事前に契約者に通知するものとします。

5 契約者が、第3条（本サービスの提供条件）前項2の規定を満たさなくなった場合には、本サービスを解約するものとします。

6 前項5に該当する本サービスの解約の場合であっても、「第6条 解約金免除期間」に定める期間外の解約の場合は、「表3. 解約違約金」に定める解約違約金をお支払頂きます。

### 第9条 ACCS各サービスの停止及び一時停止、再開

本サービス利用中において、ACCSの各サービス約款に規定する一時停止又は再開を適用した場合においては、ACCS各サービスの一時停止の期間は、「第5条（契約期間）」で定めている契約期間には加算されません。

### 第10条 本サービス利用料金

当社が提供する本サービスの料金は、「表2. 料金表」に定めるところによります。

2 本サービス申込者は、サービスの提供を受け始めた月から「表2. 料金表」に定める利用額を当社に支払うものとします。

3 「第6条 解約違約金免除期間」に定める期間内に本サービスを解約した場合であっても、「表2. 料金表」に定める料金を、解約に該当する月分まで支払うものとします。

### 第11条 定めなき事項

本特約に定めのない事項が生じた場合は、ACCS及び本サービス申込者は本特約の主旨に従い、誠意をもって協議のうえ解決にあたるものとします。

### 付則

（1）ACCSは、特に必要がある場合はこの特約を変更又は、項目を追加することができるものとします。

（2）この約款は、平成26年4月より施行します。

表1. スーパートリプル割加入対象サービス

サービスの区分	加入対象コース	付加サービス
ACCSTV	デジタルデラックスサービス	デジタル+又はデジタルBD+
ACCSTnet	100M(エクスプレスコース)	
ケーブルプラス電話	ケーブルプラス電話基本契約	

※上記加入対象コース及び付加サービス(デジタル+又はデジタルBD+)すべてに加入する事とします。

表2. スーパートリプル割料金表（税別）

デジタル+に加入の場合	デジタルBD+に加入の場合
9,500円(月額)	10,500円(月額)

表3. 解約違約金（税別）

スーパートリプル割解約違約金	10,000円
----------------	---------